

柏崎市自殺対策行動計画改訂版(オープンハート・プラン)について(報告)

1 主旨

柏崎市では、自殺予防を総合的かつ効果的に推進するため、平成 29 年(2017 年)3 月に「柏崎市自殺対策行動計画」を策定し、柏崎市の自殺防止対策の指針としています。

平成 31 年(2019 年)3 月の柏崎市自殺対策行動計画改訂版策定にあたっては、柏崎市健康づくり推進会議専門部会を立ち上げて検討していただきました。

令和 4 年(2022 年)10 月に新たな自殺総合対策大綱が示されましたが、働き盛りと高齢者の自殺対策を重点施策としている当市の現状に変更はないことから計画の改訂は行わず、数値目標や課名等の一部修正を令和 5 年(2023 年)3 月に行いましたので報告します。

また、本計画の進捗状況については、計画終了年に本会議において評価いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 計画策定・改訂の主な経過

平成 28 年(2016 年)4 月 自殺対策基本法(H18(2006)年 10 月施行)を改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として位置づけ、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付け

平成 29 年(2017 年)3 月 柏崎市自殺対策行動計画を策定

平成 30 年(2018 年)7 月 自殺総合対策大綱により具体的な取組の方向性が示される

平成 31 年(2019 年)3 月 柏崎市自殺対策行動計画改訂版を策定
(こころの相談支援課所管)

令和 2 年(2020 年)4 月 自殺対策がこころの相談支援課から健康推進課に移管

令和 4 年(2022 年)10 月 新たな自殺総合対策大綱が示され、子ども・若者、女性に対する支援の強化等が位置づけられる

3 変更点

第4章 基本施策…機構改革による課名等の変更

第5章 数値目標・重点施策…目標達成や計画期間の終了等により目標値や期間の変更

第6章 計画の推進体制…機構改革による課名等の変更